



2024年5月14日

各 位

会社名 株式会社 山形銀行
代表者名 取締役頭取 佐藤 英司
(コード番号 8344 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 石沢 卓司
(TEL 023 - 623 - 1221)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の 一部改定に関するお知らせ

当行は、2024年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）を対象に導入している業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部改定に関する議案を、2024年6月21日開催予定の第212期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

● 本制度における改定後の内容等

1. 本制度の概要および目的

本制度は、当行の取締役を対象に、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績目標の達成度および役位に応じて、当行株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度です。

なお、本制度の詳細につきましては、後述の「ご参考①」および「ご参考②」をご参照ください。

2. 本制度の改定内容

当行は、人口減少および少子高齢化などを背景とし、地域における事業環境が変化する中で、当行が地域やお客様の課題解決に真摯に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指していくことを目的として、2024年3月に第21次長期経営計画を策定・公表いたしました。また、当行は、本株主総会終了後から、取締役会における監督と執行の役割を適正化するとともに、意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度の導入することを予定しております。

本制度の一部改定は、当行の中長期的な成長戦略実現と企業価値向上への貢献意識をさらに高めるため、長期経営計画の策定を踏まえ、業績評価指標に非財務指標を追加するとともに、執行役員制度の導入に伴い、取締役を退任し、執行役員に役位変更となる対象者がいることを踏まえ、当行株式等の交付等の時期について改定を行うものです。

なお、本制度の一部改定にあたっては、本株主総会において承認を得ることを条件としております。

① 業績達成条件の内容

改定前	改定後
毎年の当行の業績の目標値に対する達成度に応じて変動	毎年の当行の業績の目標値(財務指標および非財務指標※)に対する達成度に応じて変動
【改定理由】 当行の中長期的な成長戦略実現と企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、業績評価指標として、財務指標に加えて非財務指標を採用するものです。	

※第21次長期経営計画中においては、「サステナビリティ経営の強化」のためマテリアリティごとに設定した以下のKPIを採用することとしております。

マテリアリティ	KPI
地域経済の持続的な成長・地域産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 取引先との経営課題に関する対話率 コンサルティング支援件数
環境保全と気候変動対応	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルファイナンス実行額累計
豊かな地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 自治体との協働件数
従業員エンゲージメント向上	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントスコア
コーポレートガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> 政策投資株式の純資産比保有割合

② 当行株式等の交付等の時期

改定前	改定後
取締役の退任時	取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時
【改定理由】 執行役員制度の導入に伴い、取締役を退任し執行役員に役位変更となる対象者がいること、および執行役員にも同様の株式報酬制度を導入することを踏まえ、当行株式等の交付等の時期を改定するものです	

その他、本制度における当行株式等の交付等の対象者、金員の上限、当行株式等の数の上限等の内容に変更はございません。

(ご参考①)2016年度に設定した本制度の内容

項目	内容
本制度の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。）
本制度の対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度 ※信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とする ※2021年の継続後は、2026年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度を対象期間とする
制度対象者に交付等が行われる当行株式等の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度および役位に応じてポイントを付与 ※1ポイントは当行株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨て。なお、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整を行う ※2017年10月1日効力発生の株式併合後は、1ポイントは当行株式0.2株
本信託に拠出される信託金の上限および年間付与ポイントの上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5事業年度を対象として250百万円 ・ 1年当たり140,000ポイント ※2017年10月1日効力発生の株式併合後は、1ポイントは当行株式0.2株であることから、1年当たり28,000株に相当
当行株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式市場から取得
当行株式等の交付等の方法および時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者要件を満たす当行の取締役が退任する場合、退任時まで付与されていた累積ポイントの70%に相当する数の当行株式（単元未満株式は切り捨て）を交付。残りの当行株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付

(ご参考②)

【信託契約の概要】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 取締役の報酬と当行業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること
- ③委託者 当行
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ⑤受益者 取締役のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 当行と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦信託契約日 2016年8月3日（2021年6月29日に信託契約変更）
- ⑧信託の期間 2016年8月3日～2026年8月31日
- ⑨制度開始日 2016年8月3日
- ⑩議決権 行使しないものといたします。
- ⑪取得株式の種類 当行普通株式
- ⑫信託金の上限額 5事業年度を対象として250百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬株式の取得時期 2016年8月4日～2016年8月31日
追加信託株式買付 2021年7月2日～2021年7月8日
- ⑭株式の取得方法 株式市場より取得
- ⑮帰属権利者 当行
- ⑯残余財産 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

以上